



消費生活 トラブル情報

電力・ガスの契約変更トラブル

相談事例

契約している電力会社を
名乗って業者が訪問した。

「安い電気プランがある」と
言われ、契約している

プランを内容変更して、

より安く利用できる

ならと思い申し込んだ。

後になって、

元々契約していた

業者と別の業者と契約してし

まったことがわかった。

クーリング・オフしたい。



アドバイス



- ✓ 大手電力・ガス会社を名乗って勧誘する手口も見られます。会社名や連絡先を必ず確認すること！
- ✓ 検針票を安易に見せてはいけません。個人情報を知られてしまい、勝手に契約変更されてしまう可能性があります！
- ✓ 事例のように、訪問販売や電話勧誘販売で契約したときはクーリング・オフできます！

困ったときの消費者ホットライン「188番」ご案内の流れ

※相談窓口につながった時点から、通話料金のご負担が発生します(相談は無料です)

〒(郵便番号)が 分かる ① → 〒〇〇〇-〇〇〇〇(7桁)を入力
分からない ② → 地域を選択(固定電話の場合のみ)

音声案内に従って番号を入力(お住まいの地域を確認するための音声案内が流れます)


お住まいの地域の相談窓口
または

山口県消費生活センター等

お知らせ

消費者啓発の標語受賞作品をご紹介します！

 **最優秀賞** **まず相談 絶対しないで 即入金**
山口県立岩国工業高等学校 3年 桑村 風音
くわむら なぎと

 **優秀賞** **もうかる話 人に勧める 訳がない**
さなか よしお
平生町 佐中 芳夫



 **佳作** **戻らない ATMで 還付金**
ほりのうち ひなた
野田学園中学校 2年 堀之内 陽



消費者啓発の標語「高齢消費者被害防止啓発部門」の入選作品をご紹介します！

消費者啓発の標語は他にも「消費のSDGs啓発部門」「18歳から大人！成年年齢引き下げ啓発部門」を募集しました。各部門の入選作品は、山口県消費生活センターのHPに掲載していますので、ぜひご覧ください！

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号
山口県消費生活センター
☎083-924-0999 (相談)
☎083-924-2421 (消費者教育)

相談受付時間

[月～金] 8:30～17:00

※土曜・日曜・祝日・年末年始を除く

SNSでの情報発信



LINE



X (旧Twitter)



YouTube